

和歌山市における住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の審査に係る判断
基準

(趣旨)

第1条 この基準は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）第10条に規定する各戸の床面積の規模の基準及び省令第11条に規定する構造及び設備の基準について、登録の審査に係る判断基準を定めるものとする。

(各戸の床面積の規模の算定基準)

第2条 省令第10条に規定する各戸の床面積は、壁芯測定の方法により算定するものとする。

2 バルコニーの面積は、前項の各戸の床面積に含めないものとする。

3 専ら各戸の用に供するための給排水管、電気配線、空調配管等を納めるパイプスペースは、1平方メートルまでに限り、第1項の各戸の床面積に含めることができるものとする。

(共同して利用する設備の構造及び設備の基準)

第3条 省令第11条第2号イただし書に規定する共用部分に共同して利用するための適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合に該当することとなる台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 共用部分に設置する台所は、次に掲げるとおりとする。

ア 1の台所に調理台、シンク及びこんろを備えていること。

イ 台所を備えていない居住部分の数5までごとに1以上の台所を備えていること。

(2) 共用部分に設置する収納設備は、施錠可能な収納設備を、収納設備を備えていない居住部分の数と同数以上備えていること。

(3) 共用部分に設置する浴室又はシャワー室は、次に掲げるとおりとする。

ア 1の浴室又はシャワー室に脱衣室を備えていること。

イ 浴室又はシャワー室を備えていない居住部分の数5までごとに1以上の浴室又はシャワー室を備えていること。

ウ 2人以上の者が同時に利用できる浴室又はシャワー室（男女別に利用できるものに限る。）を備えているときは、浴室又はシャワー室を同時に利用できる者の数の人数分の浴室又はシャワー室を備えているものとみなす。

附 則

この基準は、平成29年12月11日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する。